

学務課

区立小・中学校の給食費の区独自負担軽減策の実施について

区立小・中学校の給食費について国が無償化の検討を進めている状況と、現下の物価高騰に対する保護者負担軽減の必要性を踏まえ、本年9月から令和6年3月までの臨時的な取組として、区独自に保護者負担額を軽減します。

1 背景

(1) 学校給食費の法的位置づけ

学校給食は学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づき、学校設置者が実施していますが、同法第11条及び同法施行令（昭和29年政令第212号）第2条により、学校給食の実施に必要な経費のうち食材料費については、保護者が負担することが定められています。

(2) これまでの区の取組

区はこれまで、国の負担と責任において学校給食費を無償化すべきとの主張のもと、全国市長会を通じて、国に対し、学校給食費にかかる保護者負担の軽減等を要望してきました。また、現行法令の解釈の範囲内で保護者に対する支援を充実させるため、安全安心な食の確保に向けた特別栽培農産物の使用、食育の充実、白米の現物給付等による保護者負担の据え置きなどの取組も推進してきました。

(3) 国の動向

従前から政府は、学校給食費の無償化について学校給食法の趣旨を踏まえて、学校設置者である各自治体が判断すべき課題という立場をとってきました。

しかしながら、昨今の物価高騰状況を踏まえ、内閣府地方創生推進室が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「臨時交付金」という。）の中で、物価高騰による保護者負担を軽減するため、学校給食費等の支援を臨時交付金の対象としました。さらに令和5年3月31日には、子ども政策担当大臣が「こども・子育て政策の強化について（試案）」において「学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行う」とし、無償化に向けた検討を進めていく方針を示すとともに、「今後、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2023」に向けてさらに検討を深めていく」とするなど、学校給食費に対する考え方を大きく転換させつつあります。

2 負担軽減策の実施について

国が、物価高騰による保護者負担軽減の取組として、臨時交付金の交付に

より学校給食費等の支援を行うとともに、学校給食費の無償化に向けて検討も進めつつあります。この状況変化を捉え、区としては、現下の物価高騰に対し保護者の負担軽減の必要性を鑑み、令和5年9月から令和6年3月までの間、区独自に保護者負担額を軽減し、学校給食費を徴収しないこととします。

なお、引き続き国に対しては、国の負担と責任において学校給食費の無償化を実施するよう要望していきます。

3 概要

(1) 対象

区立小・中学校にて提供する学校給食

(2) 実施時期

令和5年9月から令和6年3月まで

(3) 軽減の実施方法

港区学校給食費等の徴収に関する規則（令和5年港区規則第51号）を改正し、児童・生徒について学校給食費を徴収しないこととします。

4 予算規模

令和5年度：約430,750千円 ※当初歳入予算から減額補正します。

5 スケジュール（予定）

令和5年	6月	令和5年第2回港区議会定例会（補正予算案提出）
	8月	「港区学校給食費等の徴収に関する規則」の改正
	9月1日～	実施

6 その他

令和6年度以降の給食費の負担軽減策については、引き続き国の動向を注視しながら、検討します。